

平成21年11月30日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより平成21年12月橋本市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

○議長（中西峰雄君）この際、諸般の報告をいたします。

市長から、平成21年11月19日付橋総第102号並びに平成21年11月26日付橋総第108号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案23件が送付されております。

次に、議員上久保君ほか6名から、平成21年11月30日付をもって議案1件が提出されております。議案はお手元に配付いたしております。これを、今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から、平成21年11月16日付橋監委第57号をもって例月出納検査報告書、同じく平成21年11月16日付橋監委第55号をもって平成21年度第1次定期監査実施報告書のそれぞれ提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、平成21年11月26日付橋総第107号をもって市長専決処分事項の報告があったので、その写しを配付いたしております。

次に、経済建設委員長から行政視察報告書の提出がありましたので、配付いたしております。

次に、事務局から、平成21年8月31日から11月29日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。
以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において21番 上久保君、24番 中西健君の2人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（中西峰雄君）日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成21年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について）から、日程第26 議員提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について までの24件

○議長（中西峰雄君）日程第3 承認第1号

専決処分事項の承認について（平成21年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について）から、日程第26 議員提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について までの24件を一括議題といたします。

まず、市長提出の議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようございます。

12月市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては公私何かとお忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会では承認案件4件、議案18件、選任案件1件、合計23件の議案を上程いたしております。

提案理由の説明に先立ちまして、9月市議会定例会以降に生じた行政上の主な出来事をご報告いたします。

まず、広域ごみ処理場建設についてでございますが、市民のご理解とご協力をいただきまして、8月より試運転が始まったところでございますが、焼却施設やリサイクル施設を含めたすべての施設の検査が無事終了し、去る11月18日に川崎技研から施設の引き渡しを受けました。その後11月28日には、ご尽力ご協力を賜りました地元関係区並びに地権者の皆さま方に感謝状をお渡しさせていただき、長年の懸案事項であった施設の建設事業が終了を迎えたところでございます。また、11月から施設の管理運転が本格的に始まっております。今後、安全で安心できる施設づくりを目指してまいりますので、引き続き議員各位にはより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、11月8日に開催いたしました第4回まつせはしもとは、幸いにも天候に恵まれて、多くの市民の皆さまにお越しいただき、大変なにぎわいを見せ、すばらしい催しとなりました。特に、今年度から新たなイベントとして、地元の食材を使ったまつせ鍋を始めましたが、多くの皆さんのご協力により大成功をおさめることができました。また、安全対策につきましては万全を期したところであり、大きな事故もなく無事終了することができました。実行委員会をはじめとする関係の皆さま方に心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、11月2日に紀北橋本エコヒルズ小峰台用地において、本市の誘致企業でありますアルバックテクノ株式会社和歌山事業所の開所式がとり行われました。敷地面積は1万7,244㎡、延べ床面積は3,786㎡、地元の雇用者数は現在13名でございますが、進出計画の中では3年間で50名相当を雇用するとなっております。アルバックグループは真空装置の総合メーカーで、とりわけ液晶やプラズマディスプレイ製造装置においては世界の90%以上のシェアを確保しています。和歌山事業所は北の八戸、東の千葉、西の鹿児島に続いて、国内では4番目のアルバックグループ直轄の工場となり、二、三年後には売り上げを約10億円以上と計画すると伺っております。今後に大きく期待いたすところでございます。

最後に、去る11月13日に、東京橋本会の総会が東京で行われました。出席者は60名で、橋本市議会からは中西議長をはじめとする5名の議員が出席を賜りまして、盛会裏に終了することができました。大変感謝いたしております。

以上、行政上の主なことにつきまして、ご報告を申し上げます。

それでは、12月定例市議会に提案いたしました各議案について、ご説明を申し上げます。

本議会には、市長専決処分を行った平成21年度橋本市一般会計補正予算など、承認案件として4件、また平成21年度橋本市一般会計及び各特別会計・企業会計の補正予算や、条例の廃止及び一部改正など、議案として18件、人権擁護委員候補者の推薦についての選任案件として1件、合計23件を上程させていただきました。

まず、承認第1号の平成21年度橋本市一般会計補正予算（第5号）でございますが、去る7月19日から20日にかけての梅雨前線の豪雨や、8月11日の台風9号及び10月7日の台風18号により被災した災害関係経費を主なものとして補正したものでございます。

次に、承認第2号 平成21年度橋本市一般会計補正予算（第6号）でございますが、全国的に流行する新型インフルエンザの予防対策として、本市も10月から国の要綱に基づき、優先接種者からワクチン接種を実施するのに伴い、生活保護者や市民税非課税世帯の接種費用を助成する経費1,375万円を補正したものでございます。

また、承認第3号は、橋本市民病院での損害賠償訴外事件に関し、和解に係る損害賠償額を決定するとともに、承認第4号 平成21年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）で、その和解金400万円を補正したものでございます。

いずれの案件も急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ市長において専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第1号は、平成21年度橋本市一般会計補正予算（第7号）でございます。一般会計の補正予算総額といたしまして

は、7,782万6,000円でございます。

まず、歳入につきましては、歳出予算に伴う特定財源として負担金や使用料、国庫支出金、県支出金、市債などを予算計上したほか、歳出予算額から特定財源を差し引いた一般財源の必要額として、地方交付税4,295万1,000円を予算化してございます。

歳出の主なものをご説明申し上げますと、地方分権一括法により和歌山県が作成した市町村への分権に関する計画に基づき、平成22年4月から、県が有する権限のうち44法律分が市町村に権限移譲されることに伴い、事務的に必要な準備金として、総額125万9,000円を各権限の属する所管課に振り分けて計上いたしております。

次に総務費では、平成22年度で建築する岸上区集会所の設計費として159万5,000円を予算化したほか、平成19年度に市内に進出した2企業に対し、橋本市企業立地促進条例に基づく雇用助成金296万円を追加補正いたしました。

民生費では、和歌山県の安心こども基金を活用した地域子育て創生事業の一環として、保育所6園へ自動体外式除細動器（AED）の購入費や新型インフルエンザ予防のため、保育園や学童保育所等に除菌機能付き空気清浄機を設置する経費をあわせて837万9,000円を計上しております。

なお、自動体外式除細動器（AED）につきましては、今年度と来年度の2カ年で、保育園及び幼稚園に設置してまいりたいと考えております。

また、三石保育園周辺の急傾斜地崩壊対策工事に備え、平成22年度では新規入園募集を実施しないことから、その受け入れ対策として紀見保育園の一部改造費525万9,000円を計上いたしました。

次に衛生費では、生ごみ堆肥化・減量化が

各地域において推進され、各家庭での生ごみ処理機の導入が増加していることから、機器購入補助金を750万円増額するとともに、生ごみ堆肥化・減量化の積極的な取り組みにより、可燃ごみの収集が週1回以下となる区・自治会も同時に増加しているため、生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金を544万5,000円増額補正することといたしました。

商工費では、近年、食品の不正表示や悪徳商法など消費者問題が多発し、国において本年9月1日に消費者行政を一元化するため、消費者庁が発足したところであり、本市においても消費生活相談の充実に向けた準備経費として276万5,000円を計上するとともに、消防費では、通信衛星と市町村の防災行政無線を利用し、緊急情報を瞬時に住民に伝達する全国瞬時警報システム、通称ジェイアラートの機器の更新及び災害発生時の速やかな職員動員体制を確保するため、既存の参集システムを改修する経費として942万円を計上いたしました。

次に教育費では、隅田中学校テニスコートの移設に伴い、トイレ等の整備費として450万円を計上したほか、和歌山県の安心こども基金を活用した地域子育て創生事業の一環として、新型インフルエンザ予防のため、保育園と同様、幼稚園にも除菌機能付きの空気清浄機を設置する経費95万円を計上しております。

以上が歳出予算の主なものでございます。

続きまして、議案第2号から議案第6号までは各特別会計補正予算でございます。

主なものをご説明させていただきますと、議案第2号の平成21年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入では平成21年度税率改正に伴う国民健康保険税の増額や医療費増に対する各負担金を増額したほか、歳出では新型インフルエンザの流

行などによる医療費の増加見込み分等を補正するものでございます。

また、議案第3号 橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、事業の進捗に伴い予算の組み替えを行ったものであり、議案第6号 橋本市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、介護給付費準備基金への積立金や介護サービス給付費を補正するものであります。

続きまして、議案第7号及び議案第8号は企業会計補正予算であります。

まず、議案第7号 橋本市水道事業会計補正予算（第3号）の主なものでは、収益的支出において有形固定資産減価償却費を445万3,000円減額するとともに、資本的支出では工事施工状況の変更に伴い、工事請負費を3,700万円減額したものでございます。

また、議案第8号 平成21年度橋本市病院事業会計補正予算（第4号）は、収益的支出において託児所夜間利用者の増加により助成金を補正したほか、資本的支出では新型インフルエンザ対策用備品の購入費や、病理検査室改造に伴う機器の整備費及び医師確保対策として就業支度金を計上しております。

議案第9号は、橋本市用品調達基金条例を廃止する条例についてであります。これは、集中改革プランに基づき用品調達基金の見直しを行ったところ、今後は必要最小限の物品等の単価契約を締結することにより、経費の削減及び事務の軽減を図っていくことに決まりましたので、本条例を廃止するものであります。

議案第10号は、橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。これは、平成21年10月30日付で消防法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、橋本市火災予防条例の一部

を改正する条例についてであります。これは、個室型店舗の防火安全対策について、全国消防長会予防委員会がその指針を示したことを受け、関係規定の追加を行うものであります。

議案第12号は、伊都消防組合の共同処理する事務の変更及び伊都消防組規約の変更に関する協議についてであります。これは、和歌山県からの権限移譲に伴い、平成22年4月1日から知事の権限に属する事務のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務等を伊都消防組合において共同処理するため、当該組規約の一部を変更しようとするもので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号から議案第17号までは、いずれも一部事務組合の組織再編に伴うものであります。

平成22年3月1日付で、和歌山県市町村職員退職手当事務組合が和歌山県市町村総合事務組合に名称を変更し、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合が解散して、和歌山県市町村総合事務組合に加入する予定であります。

つきましては、議案第13号及び議案第14号において和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散及び財産処分についてを、議案第15号及び議案第16号において和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散及び財産処分についてを、議案第17号において和歌山県市町村総合事務組合への加入についてを、それぞれ地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

選第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。これは、人権擁護委員として大原優子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の

意見を求めるものであります。

続きまして、別冊の議案書をご覧ください。

議案第18号は橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例についてであります。

平成21年8月11日付で、人事院から内閣及び国会に対し、本年の勧告が行われました。

その内容は、民間給与との較差があるという調査結果を受け、若年層及び医療職のうち医師以外の給料の引き下げ、自宅に係る住居手当の廃止、期末・勤勉手当の支給月数を4.5カ月分から4.15カ月分に、0.35カ月分引き下げるといったもの等です。

本市におきましては、人事院勧告の趣旨を踏まえ、また県内の他の自治体の動向も勘案した結果、給料表の改定、自宅に係る住居手当の廃止、期末・勤勉手当の12月期支給月数を2.35カ月分から2.2カ月分に、0.15カ月分の引き下げ等を実施いたします。

また、平成18年4月より実施してきました職員の給料カットにつきましては、今回の期末・勤勉手当の支給月数引き下げにより財源が確保できており、管理職でない職員のカット率を1%に縮減いたします。ただし、財政状況が厳しいことには変わりありませんので、管理職員については今までと同様に2%のカット率を継続いたします。

なお、特別職についても同様の理由から、12月期の期末手当を職員と同じく期末手当2.2カ月分となるよう、0.1カ月分の引き下げを実施するものであります。

以上、承認4件、議案18件、選1件、計23件についてご説明を申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中西峰雄君）市長の説明が終わりました。

続きまして、議員提出議案について提案理

由の説明を求めます。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）皆さん、おはようございます。ただいま、議長のほうからありました議員提出議案について、提案理由の説明を申し上げます。

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

本案は、本年8月の人事院勧告に基づき、職員の12月期期末手当が0.1カ月分及び勤勉手当0.05カ月分、計0.15カ月分を引き下げ2.2カ月で支給する、また特別職については、12月期期末手当0.1カ月を引き下げて職員と同様2.2カ月で支給することから、議員についても特別職と同様に12月期期末手当0.1カ月分を引き下げて2.2カ月分とし実施するため、条例を改正するものでございます。

以上、議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）説明が終わりました。

これより、議案第18号と議員提出議案第1号の2件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第18号と議員提出議案第1号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

人事院勧告に従って、期末・勤勉手当について、民間の年間支給割合と見合うよう0.35カ月分引き下げる。12月期については0.15カ月引き下げるということです。しかし、市職員の多くも市民です。特に、当期の期末・勤勉手当については、年末年始の買い物等もあり、手当が減ればそれだけ購買力が落ちることにつながります。結果、市の経済にも影響してきます。また、職員は今まで基本給の3%カットや、現在は2%カットに協力してきました。この上に期末・勤勉手当を引き下げ、独自カットについては1%戻すだけというのは、職員の生活を守る点からも納得のいくものではありません。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私は賛成の立場から討論します。

現在の不況感というのは、衆人国民みんな、十分ご承知のとおりであります。そこでボーナスがゼロとか、首になる人がおるとか、給与カット、大変な思いをしているのが大半の国民であります。日本国民の1人として、やはり、みんな大変なときには、自分らだけ今までどおりの待遇でやっていこうというのは、私は不公正であり、痛みはみんなに分けて、またよくなればみんなでその恩恵に浴する、こういう国民の一体性、あるいはお互いのいたわり、助け合いということが大事であると思っておりますので、その趣旨に沿った本提案を賛成いたします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第1号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 橋本市報

酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中西峰雄君）以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明12月1日から12月6日までの6日間は議案調査等のため休会とし、12月7日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時3分 散会）